

日設事協 自主登録制度を開設 受付開始

(社)日本設備設計事務所協会は2012年度から設備設計事務所の自主登録制度を開設、本年7月24日、スタートしました。同制度は、会員事務所が設備設計事務所としての責任と義務を果たし、「設備設計事務所の社会的評価の獲得」を目的として、「職能技術と倫理のレベルを公開し、委託者と社会の利益に貢献しよう」というものです。

登録要件は、「登録規則で定める設備設計・工事監理を専業とする設備設計事務所とする」「管理技術者として登録建築設備士をおいている」「設備設計賠償責任保険に加入している」「同協会の倫理要綱を順守し、これを誓約している」「地区協会長の推薦を受ける」などを満たすこととしています。その上で、地区協会の審査を受け、日設事協の登録認定委員会に提出、同委員会による可否判定を経て登録されるとしています。これに伴い、当協会では、会員事務所が日設事協の事務所登録を希望し、登録申請する場合には、東設事協会会長名で推薦状を発行することになりました。

自主登録制度の開始に伴い日設事協の西田能行会長は、「一級建築士事務所が知事登録であり、この制度の普及が建築主及び消費者等に認知されることにより、設備設計事務所の知事登録も夢ではない」とし、都道府県の各地区協会で、資格への認識が広がることを期待しています。この背景には、失墜してしまった建築士制度の信頼回復に向け、日本建築士事務所協会連合会が(仮称)建築事務所法の必要性を訴えていることがあります。その中で「無登録業務の禁止の拡充及び建築事務所の名称等の制限」「開設者の責務と管理建築士の権限及び責任の充実」「賠償責任保険等の努力義務」「建築士事務所協会への加入等」などの新たな規定等をまとめ、発表しています。西田会長は、このような状況を見据え、歩調を合わせて「現状の一級建築士のアドバイザー資格に位置付けられている『建築設備士』を活用した登録制度を開始することは、大義があり、まさに『天の時』だ」としています。

一級建築士も建築設備士も個人資格です。一人ひとりでは弱い立場であり、責任も取りきれない部分があります。社会が進化していく中で、個人だけで業務処理できる範囲は限られます。そして社会が求めることも変わりつつあります。建築事務所の法体系が整備されれば、必然的に設備設計事務所も整備されてくるものと思われま。この機会に、設備業界が結束して堅固な団体になっていくことを期待したいと思います。

委員会の報告

6月22日発行の「協会だより44号」以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 平成24年度の収支・執行状況について
2. 関東地方整備局との意見交換会について
3. 7都県交流会開催について
4. 一般社団法人への移行に伴う規則および規定等の見直し・検討

<業務環境改善委員会>

1. 消防設備士試験準備講習会について
2. メーカー見学会 東芝ライテックについて
3. 今年度のオープンデスク制度の対応
4. 建築設備賠償責任保険と新たな保険提案の検討

●今年度のオープンデスク制度の受け入れ状況●

今年度のMETオープンデスク制度の研修は、4大学(千葉工業大学、工学院大学、日本大学、日本女子大学)、4大学院(日本大学大学院、千葉大学大学院、首都大学東京大学院、東京理科大学大学院)から、27名(男子20名、女子7名)の方の応募があり、12事務所でご受け入れをお願いしました。研修実施は、それぞれ、この夏休み中を主体に予定されています。

●国土交通省関東地方整備局との意見交換会予定●

標記の意見交換会は、当協会が関東地方整備局に「建築設備設計等のコンサルタント業務について受発注者間の意見交換」をすることを要望し、開催されるものです。この開催に向け、当協会では、7月に森村会長、市村副会長が同整備局宮繕部を訪れ、林設備技術対策官をはじめ、他の設備技官と日程等の事前打ち合わせを行いました。この結果、意見交換会は、本年12月4日(火)14:00から整備局会議室で開催されることになりました。なお、出席者は、宮繕部から設備技術対策官、他4~5名、当協会からは、理事メンバーを中心に7~8名を予定するとしています。議題は、来年度の発注予定、プロポ評価基準、設備専門事務所への期待事項等としています。協会では、これ以外でも会員からの整備局への要望事項、知りたい情報等があれば、協会事務局に寄せていただくよう求めています。

●東京弁護士会からの紛争処理委員の推薦について●

これまで、当協会は東京弁護士会から紛争処理委員派遣を依頼され、市村副会長が担当されてきました。同会は、市村委員が、この8月末日を持って任期満了になることから、新しい紛争処理委員の推薦を求めてきました。そこで当協会は市村氏の後任として、知久昭夫理事を新たな委員として推薦することを決め、同会に報告しました。

●平成24年度「カーボンニュートラル賞」募集●

(社)建築設備技術者協会は、平成24年度「カーボンニュートラル賞」の募集を開始しました。建築関連17団体

<環境・技術委員会>

1. 「ワンスパン調温空調システム見学会」について

<事業委員会>

1. 今年度の技術セミナーテーマの検討

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET14号発行と15号の検討
2. 協会だより号外版の発行と45号への情報収集
3. BIMセミナーの実施・検証
4. ホームページの情報更新

<賛助会>

1. 協会の最近の動きについて
2. 賛助会運営委員会・委員改選について

は2009年に「2050年の低炭素社会の実現に向けた建築と都市、地域のカーボンニュートラル化に取り組む」ことを宣言しました。「カーボンニュートラル」とはエネルギーの需要を抑え、再生可能エネルギーなどで、年間を通してCO₂排出収支がゼロとなる状況を指し、「カーボンニュートラル化」は、そのような状況にできるだけ近づけることを意味します。17団体の一員でもある同協会では、この中で建築設備に関連する活動を表彰する制度を創設することになりました。今年度は、その第1回となります。審査評価項目は、①省エネルギーへの取り組み・工夫 ②低カーボンエネルギーへの転換 ③再生可能エネルギー利用・工夫 ④カーボンクレジット等——となっています。応募期間は事前登録で本年10月12日締め切り、応募は同12月7日です。詳しくは同協会ホームページ <http://www.jabmee.or.jp/> をご覧ください。

●夏季節電に向けた建築設備士からの提言●

福島第一原発事故に起因し、全国の原発が安全確認のため停止を余儀なくされました。これに伴う電力不足から、2012年度も電力需要ピーク時(7~9月の平日9~20時)に、地域毎で異なる最大使用電力抑制を求められています。(社)建築設備技術者協会では、建築設備士からの提言として「中小業務用ビルの節電対策と効果の定量把握」をホームページに掲載しました。内容は、「即実行可能な運用改善と設備改修・更新」で、入居者、ビル管理者、ビルオーナーごとの節電対策を列挙・提示し、その効果を項目ごとに数値化しています。また、節電対策の試算式も示すことで、細部の理解と効果を定量把握するよう求めています。是非一度、同協会のホームページをご覧ください。

●ビル省エネ 改修補助 費用、国が3分の1●

日本経済新聞(7月15日)によれば「環境省は既存のオフィスビルを省エネ対応に切り替えるため、改修費用の一部(3分の1)を補助する新制度を2013年度に作る。複数の中小ビルのオーナーや不動産業者などが協力して、基金を作り、国庫補助の受け皿とする。基金は金融機関からも

融資を受けて改修費用を調達し、ビルの空調機器やサーバーを省エネ設備に更新するほか、照明などを自動制御するBEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)を取り入れ、ビル1棟当たりCO₂の排出量を20%減らしたい考えだ。一方、森林を整備してCO₂吸収量を増やすため、家電のエコポイントの木材版に相当する「国産材製品の購入者にエコポイント」を発行する新制度も作る。家具やヒノキ風呂、工芸品などの購入者にポイントを与える方式。ポイントはLED電球や再生紙を使ったノートなど、環境配慮型の商品と交換できる。政府はCO₂を90年比6%減らす目標を掲げるが、6%のうち、森林による吸収分は3.8%。企業や家庭の自助努力分(0.6%)、海外から排出枠購入分(1.6%)より割合は大きい」と新たな補助金や新制度の創設を伝えています。

●夏季の電力使用量削減に対する企業の意識調査 節電する企業は70.9%●

熱産業界経済新聞(7月15日)によれば「帝国データバンクは、『夏季の電力使用量削減に対する企業の意識調査(回答10,589社)』を実施。それによると、今夏、節電を実施する企業は70.9%と全国に拡大。削減量は「10%未満」が40.3%と最も多く、「10~25%未満」が18.6%、「25%以上」も0.85%と、合わせて19.5%(2,060社)が10%以上。昨年計画停電を実施した企業は、「南関東」が実施数、削減量ともトップだった。一方、「近畿」「九州」は政府の数値目標10%を超える企業は2割前後に留まっている。節電を実施する企業では、92.5%が「空調温度設定の見直し」をあげた。LEDなどの省電力製品・設備の導入は前年度調査と比べ6.1%増。業種別では「製造」で1割近くの企業が操業する曜日や生産体制の前倒しを実施する見込み」と今夏の企業の節電状況を伝えています。

●温暖化対策会議 14年に日本で開催●

毎日新聞(7月20日)によれば「国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が14年秋にまとめる第5次報告書の総会が同年3月、日本で開かれることが固まった。環境省は首都圏で開催地の選定を始めた。総会で採択されるのは、作成が進む複数の報告書の中で最も注目される第2作業部会に関するもの。約100カ国から計500人程度の研究者や政府関係者が集まり、温暖化がもたらす農業や健康への影響が盛り込まれる」と環境と温暖化に関わる国際的な大会が日本で開催されることを伝えました。

●世界の原発、発電量前年比4.3%減 原発事故影響●

朝日新聞(7月26日)によれば「世界の原発の発電量は2011年に2兆5180億kWhとなり、前年より4.3%減ったことがわかった。国際原子力機関(JAEA)のデータをもとに、英仏のコンサルタントが報告書をまとめた。日本で1240億kWh、ドイツで310億kWh減った影響が大きい。世界の総発電量に占める原発の割合も11%で、1993年の17%から減ったという。東電福島第一原発の事故を受け、福島第一、第二の計10基のほか、ドイツ8基、英国1基の計19基が2011年の1年間で廃炉や将来的に再稼働が困難になった。原発事故以降、ドイツ、ベルギー、スイス、台湾なども脱原発の方針を決めている」と世界的な脱原発への動きを伝えています。

●太陽光パネルの屋上設置 建築確認不要に●

日本経済新聞(8月20日)によれば「政府は家屋やビルなどの屋上に太陽光発電パネルを設置する際、建築規制上の『増築』に該当するかどうかなど、複雑な建築確認の手続きを不要とする方針を決めた。国交省は12年度中に「屋内として使われない場合は、建築確認は原則不要とする」といった内容の通知を全国自治体に出す。建築規制の実質緩和は太陽光パネルの設置面積を増やす効果があり、発電事業者がビルや工場の屋根を借りて太陽光パネルを設置し、電力会社に売る事業が拡大すると政府は期待している」と建築業界での太陽光発電への規制緩和を伝えています。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
正会員	(有)早川技術士事務所	設備設計(電気)
正会員	yamada machinery office 合同会社	設備設計(空調、衛生)

(株)森村設計創立者 森村武雄氏 逝去

7月30日、(株)森村設計の代表取締役会長森村武雄氏が87歳で逝去されました。森村武雄氏は当協会の会長 森村 潔氏のご尊父にあられ、昭和22年大阪大学工学部造船学科を卒業された後、(株)西原衛生工業所を経て、(株)森村協同設計事務所(現(株)森村設計)を設立されました。衛生工学を中心に建築設備技術の草分けとして設備設計界の発展のためご尽力いただきました。この間、多くの書籍を執筆されるとともに、数多くの大学で講師として教鞭を執られ、多くの人たちが設備技術を目指す糸口を付けていただきました。感謝とともに、ご冥福をお祈りいたします。